

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市中川区江松五丁目608番地

氏 名 有限会社水谷ケミカル
代表取締役 水谷 真伸

優良

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県東濃県事務所長 広瀬 雅史



許可の年月日 令和 5年10月 3日

許可の有効年月日 令和12年10月 2日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃水銀等、特定有害鉛さい（水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含むもの）、特定有害廃石綿等、特定有害ばいじん（水銀、1, 4-ジオキサン、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害燃え殻（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃酸（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの）

以上 13種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成23年10月 3日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（新規）
平成26年 6月11日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
平成28年10月 3日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）
平成30年10月10日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
令和 2年 3月 5日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
令和 5年10月 3日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）

5 積替え許可の有無 有 ・ 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無